

○沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付要綱

(令和3年4月1日決裁)

改正 令和3年6月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツに対する意識の高揚及び競技スポーツの振興を図るため、各種スポーツ競技の国際大会等に出場する選手に対し、沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、各種スポーツ競技の国際大会等とは次に掲げるものをいう。

- (1) オリンピック・パラリンピック大会
- (2) 世界選手権大会
- (3) アジア大会
- (4) ユニバーシアード大会
- (5) 上記大会に準ずる大会

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者
- (2) その他市長が特に認める者

(奨励金の交付及び額)

第4条 同一の選手に対する奨励金の交付は、同一年度内において1回を原則とし、交付する額は予算の範囲内において、別表に掲げる額とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し奨励金の交付の可否を決定し、その旨を沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 奨励金を交付する旨の決定を受けた者は、沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金請求書(様式第3号)により、市長に奨励金を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、当該大会の終了後2週間以内に、沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者又は奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該交付決定を取り消し、又は沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金返還命令通知書(様式第6号)により奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき、又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 非行その他の不適当な行為があったとき。
- (3) 国際大会等へ参加しなかったとき。
- (4) その他奨励金を交付することが不適当であるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月29日決裁)

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	奨励金の額
オリンピック・パラリンピック大会	100万円
世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード大会及びこれら大会に準ずる大会	5万円

様式第1号(第5条関係)

沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金請求書
[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金実績報告書
[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

沖縄市スポーツ国際大会等出場奨励金返還命令通知書
[別紙参照]